

(表4) 類型別「不正行為」件数

類型		平成26年			平成27年			平成28年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	1	1	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	32	32	0	39	39	0	38	38
名義貸し	名義貸し	0	21	21	0	33	33	0	51	51
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	29	29	0	62	62	0	94	94
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	1	151	0	2	158	0	0	143
	旅券・在留カードの取上げ		2			9			16	
	賃金等の不払		142			138			121	
	人権を著しく侵害する行為		6			9			6	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	2	4	0	0	5	0	1	12
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		2			5			11	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	11	11	0	24	24	0	23	23
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	23	23	0	35	35	0	13	13
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	3	3	0	1	1	0	3	3
	保証金の徴収等		2	2		4	4		4	4
	講習期間中の業務への従事		74	74		8	8		2	2
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	350	350	0	370	370	0	383	383

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。なお、(表5) から (表8) までにおいても同じ。